

椎 茅 の 主 产 地 形 成 (Ⅲ)

九州大学農学部 吉 良 今 朝 芳

(2) 農協、葺山師グループ

椎茅の主産地形成の推進的役割を直接果した経済主体としては、農協とそれをバックアップした葺山師グループとを取り上げることができよう。農協はさらに総合農協と専門農協とに大別することができる。

総合農協は、たてまえとして金融、購買、指導、販売の各事業を兼営する仕組みになっていて、その意味では、こうした主産地形成の経済主体として最も適した性格をもっているはずである。ところが、多くの総合農協とくに単協は、いわゆる米麦農協と称されるようにその取扱が米麦中心で、椎茅など成長財の積極的導入、育成さらには販売体制の強化などに努力しているケースは比較的少ない。しかし、その少ないうちで経済主体として先進的な役割を果してきている農協がみられる。たとえば諸塙村農協がそれである。

諸塙村農協は、昭和18年に、家代、七ツ山両産業組合の合併によって生まれた農業会が、昭和23年に再編、設立されたものである。椎茅の集荷販売は、長い間商人によって担われていたが戦時統制の強化とともにあって組合の手に一元化されている。この体制は戦後も受け継がれたが、昭和24年椎茅業界にバニックが起り、諸塙農協は崩壊寸前の危機に追い込まれ、椎茅その他の産物の集荷販売機能を全く喪失してしまっている。しかし昭和26年には農協の再建大会が開かれ、組合の合理化と組合員に対する増資、再建貯蓄、生産物の全面的委託出荷などの諸改善策を盛り込んだ再建計画書が承認され、次第に実を結んでいる。こうして農協の再建が軌道に乗るにつれて、一時は麻ひ状態に陥った集荷機能も次第に回復して、昭和28年には、椎茅の集荷率は80%まで立ち直ってきている。そこで、この年から諸塙村農協単独で共販入札市場を開設している。

この動きに刺激されて、近隣の各農協は諸塙農協の椎茅共販入札市場に参加するようになった。こうして、各農協はこの共販を契機に相互の結束を固め、さらに県段階での組織化への気運が徐々に高まり、昭和31年には先にみた宮崎県椎茅生産者団体協議会が結成

されている。この協議会の強力な推進によって、昭和35年に県経済連の共販市場が日向市に開設され、県下の共販体制はようやく確立をみたのである。この間諸塙農協の果した指導的役割は、村内だけにとどまらず、県下の椎茅経営の安定と発展に大きな貢献をもたらしたといえよう。

これに対し、いわゆる椎茅専門農協、とくにかなり広域を区域とする大分、熊本の両椎茅専門農協の主産地形成に果した役割はこれまたきわめて大きい。こうした専門農協は、椎茅の生産指導から出荷指導、販売、代金の回収に至るまで一貫して縦割り的に運営されており、とくに販売事業に重点をおいて、高く売れる椎茅作りの指導に努力してきている。その指導の担い手となった者が、葺山師といわれるグループである。このグループは主に椎茅作りの講習と研修生の受け入れなどの実地指導を担当してきたといえる。とくにこのグループは椎茅の商品価値を決める重要なポイントである乾燥工程の技能にたけている。こうして専門農協は組合員の信頼度も一段と高いものがある。たとえば大分県椎茅専門農協の場合、昭和44年が組合員数8,427名(全生産者11,000名)、出資金242,515千円、集荷量春子983トン、秋子163トン合計1,146トンで、県總販売量の75%程度を集荷しているようである。

以上、われわれは九州地方における椎茅主産地形成の主体について考察してきたが、要するに国の行政的諸政策をたくみに活用しながら、県、市町村などの行政土体の企画、金融、指導の諸機能と経済主体として総合、専門各農協の集荷販売機能、さらには葺山師による指導機能などがうまく結びつき、組織化され、主産地形成の進展をみたといえる。

4. 椎茅主産地形成の将来展望

九州地方における椎茅の主産地形成は、これまで種々の好条件に恵まれ、きわめて順調な進展をみたが、今後の動向はどうであろうか。以下要約しておこう。

椎茅生産は近年強い椎茅需要を背景として、生産農家、原木仕込み量ともに著しく増大してきている。したがって今後の椎茅需給事情はこれまでの供給不足とは逆に、供給過剰の方向へ進むであろう。その結果產

地間競争はこれまで以上の激化が予想される。そこで産地側では、これに対応してコスト・ダウンを図るための生産基盤整備の促進、適正な経営規模の確立、マーケティング戦略の展開などが当然必要となってくるものと考える。

その具体策としては、①生産費中に占める比重の大きな、原材料費と労務費との節約、たとえば原木林の

育成と協業による単位当たり労働投下量の節減を図る。②数量化法や線型計画法などを用いた適正規模の確立による経営構造の改善。③市場調査、製品計画と規格化の徹底、広告、商標の確立、新しい流通チャンネルの開拓などの流通構造の改善である。これらが椎茸の生産地形成にさいし今後のもっとも重要な課題と考えられる。

都市近郊林業に関する研究（Ⅱ）

—特に土地利用計画との関連について—

九大農学部 村瀬房之助

1 レクリエーションと生活環境保全のための都市近郊林の保全と整備は、まだ多くが計画的な段階から進んだものではない。そこで都市近郊林を取巻く各種の要因について分析し、解明することがまず先決である。ここではその一つとして都市近郊林成立の前提となる林地、すなわち土地に注目し、それを都市化現象ならびに土地利用計画等に関連させて若干の考察を行なうこととする。

2 都市近郊林の存立を不可能にするところの、都市化現象の影響による都市近郊地域の地価高騰は、基本的には土地の有する特殊性、すなわち非可動性、生産不可能性（水面埋立を除く）等に基づくものであるが、しかし直接的には、①企業の都市とその周辺への集中、②通勤交通技術の停滞、③値上り期待からの土地保有の増大¹⁾、に起因するものと思われる。このことが、従来林業生産のために利用されていた都市近郊林の林地をも、スプロール現象の渦中に誘導し、農村的土地利用から都市的土地利用への転換を余儀なくするものである。このようにスプロール現象は、レクリエーションおよび生活環境保全のための都市近郊林の保健休養機能を破壊する大きな要因となる。そこで都市の発展を整序し、都市住民の生活環境を保護するには、土地の有効利用を可能にする土地利用計画が必要である。

3 土地利用計画は行政計画であり、拘束的性格を有することが、土地有効利用の促進に必須の条件である。ところが、やはり地価の高騰が土地の有効利用を阻害する。そのため公共用地の買収も意の如くならない。高価な公共用地の取得は結局、国民の税負担を重

くする。これは、わが国が明治維新後、西欧先進諸国の土地をめぐる権利体系についての法制度、法思想を学んだにも拘わらず、概して半封建的地主的土所有に終始し、戦後における農地改革後の今日まで、市民社会的共同体の利益確保という理念にまで、土地所有²⁾権概念の近代化を達成できなかったからと思われる。

4 土地利用計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画等の総合的な計画の下で、それ等に適合させながら土地の合理的な利用、開発、保全を図り、土地の基本的用途区分等の空間秩序を目的とするものである。しかしあくまでは統一的、総合的な拘束的土地利用計画は未だ存在しない。従って土地利用計画の基本法則は十分に整備されていないため、一般的には土地利用計画の概念が多義的に用いられている。とはいへ、総合的ではないが部分的な拘束的性格をもつ土地利用計画として、新都市計画法を考察し都市近郊林の存立の可能性を探ってみる。新都市計画法は第2条において、都市計画は農林漁業との健全な調和を図るという基本理念に基づき、しかも上位計画である全国総合開発計画、首都圏及び近畿圏整備計画、その他の計画に適合しつつ実施されるものである。そしてその第7条で市街化地域と市街化調整区域とに区分し、市街化区域以外の無秩序な開発を防止しているものの、市街地に重点を置いているため、都市と農村地域の関係、都市住民とレクリエーション地域との関係は全く不明である。³⁾従って土地利用計画的には都市近郊林の保全、整備の確実性は保証されていない。元来農業的、林業的土地利用計画は孤立的に森林法、農地法、最近では農業振興地域整備法があるが、とくに森林法